

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	大分市軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、軽自動車税(種別割)賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和5年11月24日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務
②事務の内容	<p>軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)現在、本市に主たる定置場がある軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、及び二輪の小型自動車)の所有者に対して、賦課決定し納税の通知を行うものであり、その管理にあたっては以下の事務による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原動機付自転車や小型特殊自動車の申告受付及び登録事務 <ol style="list-style-type: none"> 購入や譲渡などにより所有した場合による新規登録及び名義変更 廃棄処分や譲渡、盗難などにより所有しなくなった場合の廃車 二輪の小型自動車、及び軽自動車の登録事務 <ol style="list-style-type: none"> 大分運輸支局で申告受付をした二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の登録、変更、廃車 全国軽自動車協会連合会大分事務所で申告受付をした軽自動車(二輪の軽自動車を除く)の登録、変更、廃車 軽自動車税(種別割)の課税及び納税通知書発送事務 <ol style="list-style-type: none"> 登録内容に基づき、納税通知書を発送 賦課更正処理により更正及び随時課税を行い、納税通知書を発送 返戻された納税通知書等の調査 軽自動車税(種別割)減免申請受付事務 <ol style="list-style-type: none"> 一定の障がい者を有する人が所有する場合や、一定の障がい者を有する人と生計を一にする人が所有し、その障がい者を有する人のために使用すると認められる軽自動車の減免申請の受付 公益のために直接専用すると認められる軽自動車の減免申請の受付 構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車の減免申請の受付 調定、統計資料作成事務 <ol style="list-style-type: none"> 賦課異動処理の結果に基づき、月ごとに課税集計表を作成し、調定額を管理 車両情報等により統計資料を作成し報告 証明書の交付事務 <ol style="list-style-type: none"> 管理情報に基づき標識交付証明書、廃車証明書を発行
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	<p>他のシステムに連携する住民基本台帳情報等を含めた軽自動車税(種別割)の特定個人情報情報を保有・管理する機能を有し、以下の業務で用いられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当初課税及び税額更正業務 納税通知書発行業務 減免決定業務 調定、統計資料作成業務
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存の住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。)、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(4月1日)現在、軽自動車等を所有する者
その必要性	軽自動車税(種別割)の適正賦課を実施する上で、納税義務者を確定させる必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 識別情報 (対象者を特定するために記録) 2. 連絡先情報 (対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録) 3. 業務関係情報 (賦課決定情報に基づき、納税通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録)
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	大分市役所 財務部 税制課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、納税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	車両登録情報を基に納税義務者を特定し、過去の年度における更正も含め、適正な賦課を行う。	
④使用の主体	使用部署	財務部 税制課、資産税課、納税課 市民部 市民課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 車両情報等の管理 (1) 課税客体である軽自動車等の登録管理 2. 賦課決定事務 (1) 申告書内容により登録する車両とその所有者(納税義務者)を特定する。 (2) 車両の登録、廃車、譲渡等の異動処理を随時行う。 (3) 毎年賦課期日(4月1日)現在の所有者に対し、その車種に応じた軽自動車税(種別割)を賦課し、納税通知書を送付する。 (4) 返戻された納税通知書の送付先を調査し再送付する。	
	情報の突合	内部識別の宛名番号と個人番号をひも付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1 税システム等運用支援業務委託		
①委託内容	税システムの管理、運用に係る業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2 軽自動車税(種別割)納税通知書作製等業務委託		
①委託内容	軽自動車税(種別割)納税通知書作製及び封入封緘	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	TOPPANエッジ株式会社 大分営業所	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3 データエントリー業務委託		
①委託内容	軽自動車税(種別割)申告書の内容をデータ入力し、大分市指定の形式で納品する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社オーイーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
移転先1	納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1
②移転先における用途	番号法別表第1に掲げる各事務
③移転する情報	軽自動車税(種別割)の収税に必要な情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・サーバ室の入口で静脈認証によるチェックを行い、サーバの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

軽自動車税課税マスターファイル項目

1	A宛名番号	66	A税額区分	131	B保留区分	196	標識回収区分
2	A異動事由コード	67	A定置場住所	132	B保留年度	197	標識弁償金区分
3	A改造車区分	68	A定置場枝2コード	133	Bリース区分	198	標識連番
4	A確認番号	69	A定置場全国大字コード	134	B期別コード	199	変更年月日
5	A課税額	70	A特例区分	135	B市区町村識別コード	200	変更事由コード
6	A課税区分	71	B宛名番号	136	B税額区分	201	保留区分
7	A課税年度	72	B異動事由コード	137	B定置場住所	202	保留年度
8	A型式認定番号1	73	B改造車区分	138	B定置場枝2コード	203	リース区分
9	A型式認定番号2	74	B確認番号	139	B定置場全国大字コード	204	期別コード
10	Aカナ区分	75	B課税額	140	B特例区分	205	市区町村識別コード
11	A管轄コード	76	B課税区分	141	宛名番号	206	税額区分
12	A旧市町村識別コード	77	B課税年度	142	異動事由コード	207	定置場住所
13	A減免区分	78	B型式認定番号1	143	改造車区分	208	定置場枝2コード
14	A減免決定年月日	79	B型式認定番号2	144	確認番号	209	定置場全国大字コード
15	A減免申請年月日	80	Bカナ区分	145	課税額	210	特例区分
16	A交付証回収区分 1	81	B管轄コード	146	課税区分	211	運転者宛名番号
17	A試乗車区分	82	B旧市町村識別コード	147	課税年度	212	更新者職員番号
18	A車種コード	83	B減免区分	148	型式認定番号1	213	交付年月日
19	A車台番号	84	B減免決定年月日	149	B型式認定番号2	214	自家用事業用の別
20	A車名コード	85	B減免申請年月日	150	カナ区分	215	支所コード
21	A車両型式	86	B交付証回収区分	151	管轄コード	216	障害者宛名番号
22	A車両履歴番号	87	B試乗車区分	152	旧市町村識別コード	217	障害者手帳種類コード
23	A使用者宛名番号	88	B車種コード	153	減免区分	218	帳票ID
24	A初度検査年月	89	B車台番号	154	減免決定年月日	219	発行済区分
25	A所有区分	90	B車名コード	155	減免申請年月日	220	抹消届出年月日
26	A所有者宛名番号	91	B車両型式	156	交付証回収区分	221	レコード番号
27	A処理時刻	92	B車両履歴番号	157	試乗車区分	222	課税保留前月末
28	A処理年月日	93	B使用者宛名番号	158	車種コード	223	課税保留当月末
29	A申告区分	94	B初度検査年月	159	車台番号	224	軽課判定情報
30	A税額更正年月日	95	B所有区分	160	車名コード	225	減免前月末
31	A整理番号	96	B所有者宛名番号	161	車両型式	226	減免当月末
32	A相当年度	97	B処理時刻	162	車両履歴番号	227	車両番号
33	A調定年月日	98	B処理年月日	163	使用者宛名番号	228	集計年月
34	A通称名	99	B申告区分	164	初度検査年月	229	重課判定情報
35	A通知書番号	100	B税額更正年月日	165	所有区分	230	証明停止区分
36	A定置場区分	101	B整理番号	166	所有者宛名番号	231	申請年月日
37	A定置場自治省コード	102	B相当年度	167	処理時刻	232	前月末課税件数
38	A定置場枝1コード	103	B調定年月日	168	処理年月日	233	前月末課税調定額
39	A定置場枝3コード	104	B通称名	169	申告区分	234	遡及登録分
40	A定置場4コード	105	B通知書番号	170	税額更正年月日	235	遡及廃車分
41	A定置場大字コード	106	B定置場区分	171	整理番号	236	登録台数前月末
42	A定置場番地コード	107	B定置場自治省コード	172	相当年度	237	登録台数当月末
43	A定置場方書コード	108	B定置場枝1コード	173	調定年月日	238	当月課税保留分件数
44	A登録年月日	109	B定置場枝3コード	174	通称名	239	当月課税保留分調定額
45	A登録事由コード	110	B定置場枝4コード	175	通知書番号	240	当月減分件数
46	A燃料の種類	111	B定置場大字コード	176	定置場区分	241	当月減分調定額
47	A納期限	112	B定置場番地コード	177	定置場自治省コード	242	当月減免分件数
48	A納税通知書発付日	113	B定置場方書コード	178	定置場枝1コード	243	当月減免分調定額
49	A排気量	114	B登録年月日	179	定置場枝3コード	244	当月増分件数
50	A排気量単位	115	B登録事由コード	180	定置場枝4コード	245	当月増分調定額
51	A廃車処理年度	116	B燃料の種類	181	定置場大字コード	246	当月非課税分件数
52	A廃車年月日	117	B納期限	182	定置場番地コード	247	当月非課税分調定額
53	A廃車事由コード	118	B納税通知書発付日	183	定置場方書コード	248	当月末課税件数
54	A非課税区分	119	B排気量	184	登録年月日	249	当月末課税調定額
55	A非課税年月日	120	B排気量単位	185	登録事由コード	250	非課税前月末
56	A標識回収区分	121	B廃車処理年度	186	燃料の種類	251	非課税当月末
57	A標識弁償金区分	122	B廃車年月日	187	納期限	252	用途
58	A標識連番	123	B廃車事由コード	188	納税通知書発付日	253	翌年度用前月末
59	A変更年月日	124	B非課税区分	189	排気量	254	翌年度用当月登録分
60	A変更事由コード	125	B非課税年月日	190	排気量単位	255	翌年度用当月廃車分
61	A保留区分	126	B標識回収区分	191	廃車処理年度	256	翌年度用当月末
62	A保留年度	127	B標識弁償金区分	192	廃車年月日		
63	Aリース区分	128	B標識連番	193	廃車事由コード		
64	A期別コード	129	B変更年月日	194	非課税区分		
65	A市区町村識別コード	130	B変更事由コード	195	非課税年月日		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. 市町村CSからの住基情報の入手は、事前に軽自動車税システムに登録されている住民及び軽自動車税システムで管理している項目に関する情報の入手に運用上限定している。 3. 軽自動車税（種別割）の申告書等については、本人又は本人の代理人から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した住基情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 端末にアクセスするためのIDとパスワードによる認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 2. 利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 3. ログインするためのパスワードを定期的に変更している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. のぞき見防止フィルムを貼付し、窓口から特定個人情報が見えないようにする。 2. 一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 3. 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1. 目的外利用を禁止する。 2. 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 3. 特定個人情報の提供を限定する。 4. 情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 5. 特定個人情報の提供先を限定する。 6. 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 7. 必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる。 8. 再委託を原則として禁止する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<大分市の措置> 1. 関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 2. 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務づけ、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームの措置>
 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大分市 総務部総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問合せ先電話番号 097-537-5797
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大分市 財務部 税制課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問合せ先電話番号 097-537-7314
②対応方法	・問合せを受付け、口頭又は書面により回答する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 直野 宏昭	税制課長 中園 美佐	事後	人事異動に伴う記載内容変更
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 中園 美佐 情報政策課長 佐藤 善信	税制課長 津田 克子 情報政策課長 林 浩一	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
平成29年4月1日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税ファイル	軽自動車税情報ファイル	事後	名称の見直し
平成31年1月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	6. 証明書の交付事務 (1)管理情報に基づき標識交付証明書、廃車証明書、記載事項証明書を発行	6. 証明書の交付事務 (1)管理情報に基づき標識交付証明書、廃車証明書を発行	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	○庁内連携システム○宛名システム等○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	税総合システム	共通基盤システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	各税務業務の共通的な情報管理を担うシステムとして、他のシステムへ連携する所得情報等を含め特定個人情報を保有し、以下の機能を有する。 1. 各税務業務の課税情報照会機能 2. 一部税務業務の更正情報入力機能 3. 課税情報管理機能 4. 課税(所得)証明書等の発行	大分市における共通機能・共通データの集約化、運用プロセス、ソフトウェアアーキテクチャの規格化など、ソフトウェア面でのシステム全体を見据えた統一化を担う。 1. 統合データ管理に関する事務 各業務システムで必要となるデータを、共通基盤システムが提供する統合データベースで管理する。 2. データ連携に関する事務 共通基盤システムが提供するFTPによるファイル連携により、業務システム間でデータ連携を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		住民基本台帳ネットワークシステム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。 1. 本人確認に関する事務 住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人情報の確認を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続		○既存住民基本台帳システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		中間サーバー	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

<p>平成31年1月4日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能</p>		<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存の住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。)、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出</p>
------------------	---	--	---	-----------	--------------------------

平成31年1月4日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能</p>		<p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続</p>		○情報提供ネットワークシステム○宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称</p>		住民基本台帳システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能		住民に関する以下の電算処理を行う 1. 住民票作成管理機能(修正・消除含む) 2. 住民票の照会 3. 住民票等証明書・通知書の発行 4. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 5. 法務省情報連携システムとの連携 6. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 7. 住民票関係情報の提供(団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続) 8. 個人番号カードおよび住民基本台帳カードの発行状況確認 9. 国保資格等個別事項情報の管理	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続		○情報提供ネットワークシステム○庁内連携システム○住民基本台帳ネットワークシステム○宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称		収納システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能		市税(国保税を除く)の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理(調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報) 8. 統計集計作成補助	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続		○庁内連携システム○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	50項目以上100項目未満	100項目以上	事前	重要な変更
平成31年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	別紙「変更前別添1」参照	別紙「別添1」参照	事前	重要な変更
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税制課長 津田 克子 情報政策課長 林 浩一	税制課長 情報政策課長	事後	様式変更による更新
令和1年7月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2. 二輪の小型自動車、及び軽自動車の登録事務 (1)大分運輸支局で申告受付をした二輪の小型自動車の登録、変更、廃車 (2)全国軽自動車協会連合会大分事務所です申告受付をした軽自動車の登録、変更、廃車	2. 二輪の小型自動車、及び軽自動車の登録事務 (1)大分運輸支局で申告受付をした二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の登録、変更、廃車 (2)全国軽自動車協会連合会大分事務所です申告受付をした軽自動車(二輪の軽自動車を除く)の登録、変更、廃車	事後	申告受付場所の変更
令和1年10月1日	評価書名	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更

令和1年10月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更

令和3年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	住登外/宛名システム	削除し以後のシステム番号を繰り上げ	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年1月4日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事前	最新の情報に更新
令和3年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社オルゴ	株式会社オーイーシー、日本電気株式会社	事後	委託先の変更
令和3年9月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二(第27項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二(第27項)	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	事前通知事項
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	税務システムの管理、運用、オペレーションに係る業務	税務システムの管理、運用に係る業務	事後	委託内容の変更

令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社オーイーシー、日本電気株式会社	日本電気株式会社	事後	委託先の変更
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	トッパン・フォームズ株式会社 大分営業所	TOPPANエッジ株式会社 大分営業所	事後	委託先の名称変更
令和5年8月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	最新の情報に更新